

学校いじめ防止基本方針

平成31年4月改定

静岡県立池新田高等学校

目 次

第1章 基本的な事項	1
第1項 いじめの定義	
第2項 いじめの理解	
第3項 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (未然防止・早期発見・早期対応・関係機関との連携)	
第2章 組織の設置	4
第1項 組織の名称	
第2項 構成員	
第3項 役割	
第3章 いじめの防止等のための対策	5
第1項 未然防止のための対策	
第2項 年間計画	
第4章 いじめの早期発見	9
第1項 早期発見のための措置	
第2項 年間計画	
第5章 いじめに対する措置	11
第1項 早期の事実確認	
第2項 組織的な対応	
第3項 被害生徒への支援とその保護者への対応	
第4項 加害生徒への指導とその保護者への対応	
第5項 いじめが起きた集団への指導・支援	
第6項 ネット上のいじめへの対応	
第6章 重大事態への対処	14
第1項 「重大事態」とは	
第2項 重大事態についての調査	
第3項 情報の提供	
第4項 設置者の姿勢	
第5項 報道への対応	
第6項 知事への報告	
第7項 再調査	
第8項 調査結果に対する措置	
第9項 その他 (いじめが抵触する可能性のある刑罰法規の例について)	

第1章 基本的な事項

第1項 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 6月21日成立）において、「いじめ」とは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしたりからかい。悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられる、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもある。いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたりいじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた生徒の立場に立つことが必要である。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

第2項 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度である。このことから多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりするこ

とにも気を付ける必要がある。集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていかななくてはならない。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせることもある。

第3項 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめはどの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。いじめられた生徒は心身ともに傷ついており、その大きさや深さは、本人でなければ実感できないものである。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい生活環境・人間関係をつくり上げていくことが求められる。安全で安心して学べる環境の構築を目指すとともに、あらゆる教育活動を通して、健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていくことが大切である。また、学校が家庭と連絡を密にし、地域の関係機関とも連携して、いじめの未然防止に取り組むことが必要である。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組むことが重要である。

学校いじめ防止基本方針については、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及び対処法）のための対策に関し、基本理念を定め、学校の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針について定めるとともに、その対策の基本となる事項を定めることにより、それを総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むことが重要である。

未然防止の基本は、生徒が心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや、考え方やなどの違いを認め合うなど安心して自分を表現できる集団づくりを行い、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることである。

そのためにも、教職員が生徒一人一人のよさや可能性を認める姿勢を持ち、生徒

との信頼関係を築くことに努め、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高めていく。また、日頃の教育活動の中で決まりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てていくことで、生徒が安全で安心して学べる生活環境を築いていく。

一方、保護者とも連携をして、家庭においても子どもとの関わりや対話を大切にし、子どもをありのままに受け止め、安心感や信頼感で満たされるように努めていくよう働き掛ける。

また、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多く、どこでも、誰にでも起こり得ることを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からもいじめている生徒からも出ている。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが重要である。

併せて、ホームルーム面談や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により生徒がいじめられていることを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、保護者とも連携を密にし、家庭での生徒の様子の変化等を聞き取ることができるように努める。

さらには、地域住民からの情報があった場合には真剣に受け止め、すぐにいじめの有無を確認することも必要である。

(3) いじめへの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、状況を十分把握した上で具体的な取組を確認して、被害生徒とその保護者を支援する。

一方、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を主として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、その保護者に対しても適切な指導・助言をしていくことが大切である。

(4) 関係機関との連携

いじめの問題に対して、教職員全員の共通理解、保護者の協力、県教育委員会との連携の下で取り組み、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関などの相談機関、県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関と連携して対処していくことも必要である。

第2章 組織の設置

第1項 組織の名称

いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）

第2項 構成員

校長 副校長 教頭 生徒課長 保健課長 教育相談担当（1名）養護教諭
各学年主任 生徒課担当（1名）

学校医 スクールカウンセラー

※ 個々の場面に応じ、関係の深い教職員（担任、部活動顧問等）を含める。

※ 必要に応じ、弁護士、医師、スクールサポーター（警察官経験者）など外部の
専門家に協力を求める。

下部組織

- ・ 生徒課

該当生徒の支援と懲戒等に関する原案を作成する。

- ・ 保健課

該当生徒の支援を行う。

第3項 役割

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行う中核をなす。
いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒等からの訴えを、教職員が抱え込まずにす
べて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応する。

具体的な役割としては以下のとおりである。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・
検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時やいじめ事案発生時には緊急会議を開いて、
いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の
体制や対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための
中核としての役割

第3章 いじめの防止等のための対策

第1項 いじめの未然防止

(1) 道徳教育の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進めていくとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に授業に臨み活躍できるような授業づくりを心掛ける。

また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、特別活動（学校行事・生徒会活動・ホームルーム活動）や部活動等で、一人一人が主体的に参加し活躍できる集団づくりを進めていく。その中で自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

本校が以前から大切にしてきた「身だしなみ指導やマナー指導」などを主として、日頃の教育活動の中で決まりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てていくことで、生徒が安全で安心して学べる生活環境を築いていく。

ねたみや嫉妬等のいじめにつながりやすい感情を減らすために、教育活動全体を通じ、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるように努める。生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供できるように工夫し、他者から好意的に思われている・認められている・評価されている等を感じることができ自己の有用性（自己有用感）を高めていく。

また、教職員が生徒一人一人の良さや可能性を認め、褒める姿勢を持ち、生徒との信頼関係を築くことに努め、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）や自己有用感を高めていく。

なお、社会性や自尊感情・自己有用感などは、発達段階に応じて身につけていくものであることを踏まえ、掛川特別支援学校御前崎分校と行事等で適切に連携していく。そうすることで、幅広く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らもそれらの活動の中で自己の成長や発達を感じ取り、自らを高めることが期待できる。

(2) 生徒の自主的活動の場の設定

ホームルーム活動などを通して、「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ばせる。生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する（ホームルーム活動での話し合い、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）。

全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心掛ける。

(3) 保護者や地域への啓発

学校での生徒の様子や取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連絡を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

パスワード付サイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、授業やホームルーム活動を通じて、また、マナー集会において情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていく。

学校のホームページや学校だより等を活用して、池新田高校「学校いじめ防止基本方針」を周知し、いじめ防止の対策や関連情報についても積極的に発信する。

(4) 指導上の注意（配慮を要する生徒への支援）

教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見えていたり、囁し立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを認識する。

また、障害（発達障害を含む。）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

(5) 教職員の資質向上

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

また、生徒に対しても、全校集会や学年集会、ホームルーム活動等で校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(6) 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

第2項 年間計画

時期	対象者	内 容
4月	全校生徒	始業式・入学式での校長式辞の中で触れる。
4月	1年生	オリエンテーション「障害と特別支援を必要とする生徒への理解」 (掛川特別支援学校御前崎分校 教務主任による講話)
4月	1年生	SNSやネットモラルに関する講座
4月	全校生徒	対面式で生徒会長の挨拶の中でいじめ防止について触れる。
4月	全校生徒	学年集会で触れる。
4月	教職員	職員会議(学校いじめ防止対策基本方針といじめ理解について)
5月	1年生	掛川特別支援学校御前崎分校との交流事業(共生・共育)
5月	全校生徒	面接週間(学校生活について、いじめの未然防止)
5月	全校生徒	生徒大会でいじめ防止について触れる。
5月	保護者	P T A総会(いじめ防止対策と保護者との連携、協力について)
6月	全校生徒	文化祭への主体的参加(自尊感情と自己有用感の育成)(分校との共生・共育)
6月	全校生徒	外部講師による講話
7月	全校生徒	球技大会への主体的参加(自尊感情と自己有用感の育成)
7月	全校生徒	マナー集会
7月	全校生徒 保護者	3者面談(学校生活について、いじめの未然防止)
9月	全校生徒	面接週間(学校生活について)
10月	全校生徒	体育大会への主体的参加(自尊感情と自己有用感の育成)(分校との共生・共育)
10月	2年生	修学旅行(生徒同士の親睦・交流と規範意識の育成)
10月	1、3年生	H Rディ(生徒同士の親睦・交流と規範意識の育成)
11月	1年生	掛川特別支援学校御前崎分校との交流事業(共生・共育)
11月	全校生徒	砂丘マラソンへの主体的参加(自尊感情と自己有用感の育成) 砂丘マラソンへの保護者の支援・協力(分校との共生・共育)
12月	1年生	保育・介護体験実習への主体的参加(他者理解)
12月	全校生徒	マナー集会
3月	全校生徒	マナー集会

第4章 いじめの早期発見

第1項 早期発見のための措置

(1) 子どもの実態把握

ア 日常の観察

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つようにする。授業や清掃時、休み時間や放課後の生徒の様子に目を配り、黒板への落書きや当番日誌に書かれた内容等にも注意を払う。

また、日常の欠席連絡にも留意し、できるだけ保護者と連絡を取り合い、家庭での生徒の様子にも気を配り、保護者と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく雰囲気醸成していく。

イ アンケート等の実施

定期的にアンケートを実施したり、生徒のストレスの状況を確認したりするなど、日頃から生徒の心の状態を把握するとともに、面談の際にはチェックシート等を活用して、生徒の学校生活への思いを把握するように努める。

たとえ、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。そして、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、その情報を共有する。

(2) 相談体制の整備

ア 相談室による情報収集

相談室だよりを随時発行して、生徒や保護者に対し電話相談も含めた相談窓口があることを周知する。また、担当者が相談室に定時常駐するなどして、生徒にとって利用しやすい相談室になるように工夫し、生徒や保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備していく。また、教育相談担当者と養護教諭とが保健室利用生徒に関する情報等を共有し連携を図っていく。

イ 相談室による支援

教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、生徒や家庭のプライバシー保護の立場に立ち適切に扱い、いじめの相談を受けた場合には、保護者等と連携して、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ることが最優先して対処していく。

第2項 年間計画

時期	対象	内容
4月	全校生徒	アンケート調査（学校生活について）
4月	当該生徒	いじめ防止対策委員会（アンケート結果、情報共有）
5月	全校生徒	面接週間（いじめの実態把握）
5月	保護者	P T A総会（いじめ防止対策と保護者との連携、協力について）
7月	全校生徒	アンケート調査（いじめの実態把握）
7月	当該生徒	いじめ防止対策委員会（アンケート結果、情報共有）
7月	全校生徒	3者面談（いじめの実態把握）
9月	全校生徒	面接週間（いじめの実態把握）
9月	当該生徒	いじめ防止対策委員会（情報共有）
12月	全校生徒	アンケート調査（いじめの実態把握）
1月	当該生徒	いじめ防止対策委員会（アンケート結果、情報共有）
2月	全校生徒	アンケート調査（いじめの実態把握）

第5章 いじめに対する措置

第1項 早期の事実確認

生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

また、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には、早い段階からの確に関わりを持つように努め、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、校長が県教育委員会に報告する。

第2項 組織的な対応

いじめを発見したり、相談や通報を受けた教職員はひとりで抱え込まず、委員会に直ちに報告し情報を共有する。その後は、委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめが確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて関係機関の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

また、いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることがないように、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

第3項 被害生徒への支援とその保護者への対応

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際には、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えとともに、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

併せて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように配慮し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教職経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

また、いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か

月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

第4項 加害生徒への指導とその保護者への対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめを止めさせ、懲戒も含め、再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。なお、生徒の個人情報の取扱等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、懲戒を含め、特別の指導計画による指導のほか、さらには警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。ただし、いじめに様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

また、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得ながら指導する。

第5項 いじめが起きた集団への指導・支援

いじめが起きたクラスや学年、部活動等に対して、委員会が中核となり、今後の対応について検討していく。

学年集会やホームルーム活動などにおいて、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるよう指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、教職員に知らせる勇気を持つよう伝え、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断されるべきであり、すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

第6項 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、生徒が悩みを抱え込まないよう、地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付（静岡地方法務局掛川市局 掛川市亀の甲2-16-2 0537-22-5538）等、関係機関の取組についても周知する。

第6章 重大事態への対処

第1項 「重大事態」とは

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を受けた場合（警察に被害届を出すか否かを目安とする。）
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

第2項 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は、学校の設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。調査は、因果関係の特定を急がず、網羅的明確に行い、生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの方法を用いる。なお、生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行う。

第3項 情報の提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

第4項 設置者の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、学校の設置者は必要な指導及び支援を行う。

また、県教育委員会が調査の主体となる場合には、県教育委員会の附属機関が調査を実施することが考えられる。

第5項 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を払い、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

第6項 知事への報告

学校は、重大事態が発生した場合には、県教育委員会を通じて、その旨を知事に報告する。また、調査の結果についても同様に報告する。

第7項 再調査

報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。

第8項 調査結果に対する措置

- (1) 知事は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告する。
- (2) 知事、県教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じる。
- (3) 必要な措置としては、県教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。知事部局においては、必要な教育予算の確保や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

第9項 その他

いじめが抵触する可能性のある刑罰法規の例

- ・強制わいせつ（刑法第176条）

<条文>

第百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

- ・傷害（刑法第204条）

<条文>

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- ・ 暴行（刑法第208条）

< 条文 >

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- ・ 強要（刑法第223条）

< 条文 >

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨をして脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 第二項の罪の未遂は、罰する。

- ・ 窃盗（刑法第235条）

< 条文 >

第二百三十五条 他人の財産を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- ・ 恐喝（刑法第249条）

< 条文 >

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

- ・ 器物損壊等（刑法第261条）

< 条文 >

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。